

クレイステネス改革をめぐる(一)

芝川 治

クレイステネス改革は、通例、アテナイ民主政治の出発点とされる。それではその根拠は何か。それは、改革が政治的、社会的に「貴族勢力」に打撃を加え、民衆の進出に道を開くものであったというところに求められる。この点に関しては相当広汎なる一致が見られると言っている。ところが、一歩進んで、そういった効果が具体的に如何にして改革によって実現されたかとなると、諸家の見解には相互に懸隔が生じてくる。クレイステネス改革の様々の側面、特にその中枢をなすところの部族制改編を貴族勢力後退なる見地から説明するのは、実は、そう容易な事ではないからである。その点では、従来の支配的見解は困難に逢着していると言つてよい。

本稿は、専ら、そういった学説上の問題を扱う。通説的理解はどの程度検証に堪うを得るか、これを各種の側面において吟味する。先ず改革そのものを部族制改編を中心として、これを区(demos)、部族(phyle)の順に論ずる。次いで当時の政治情勢などに触れ、ギリシア人のクレイステネス改革理解に論及する。然して初めて問題点が剔出され、その解決につき展望が与えられるであろう。

なお、本稿は学説史を逐一追求するものではない。それが通説的見解たるか否かを問わず、諸学説に共通する問題を探らんとするものである。従つて、個々の学説に拘泥するものではない。個々の説についての記述は、多くの場合、簡略にとどめざるをえない。

1

クレイステネス改革をめぐる(一)

クレイステネスによる部族制改革の意義であるが、これは、通例、旧制度との対比の上に求められる。貴族の支配する旧部族制に対するに、万民平等の部族制というわけである。屢々なされるころの説明によれば、旧体制における貴族支配は氏族制的關係に基いていた。それに對して、部族制は地縁の原理に依つたのであつて、ここにおいてそれは古い氏族制的從屬關係に打撃を加える事となつた。従つて、貴族はその權力基盤を喪失する事となり、民主政治への道が拓かれゆくようになったのである。

部族制の中、区デモスはまさにそうした観点より理解される事が多い。曰く、改革以降アテナイ市民は全員が区に屬し、区は純然たる地縁的結合として出生の別なしに各人に平等なる政治的權利を賦与した。その点で、新設の区制度は民主的性格を有するという事である。⁽¹⁾かくなる理由で、区に画期的意義を見出す向きが多い。ともかく、支配から平等への轉換は区制に關して一般に主張されるところである。

社会的、政治的變革に關しては特にプラトリアとの關係で区の意義が強調される場合もある。プラトリアの事は次の二節に譲るとして、ここでは区についても一つ、それが自治的団体たる事を指摘しておこう。区は、おそらく改革当初より、相當に広汎なる自治権を認められていた。区は区民總會を有して市民権の審査を行い、デモコス区長など独自の役職を擁し、自身の祭祀を持ち、評議員の選出に与り、その他多くの案件を自ら処理した。このような自治権の授与は区民に政治的習熟の機会を与え、政治意識を向上せしめる結果を生じたとも考えられる。その点で、区はデモクラティアのミクロコスモスと評される場合もある。⁽²⁾

凡そ以上が区制の意義に關して近代の學者により推測されるところであるが、これらはどの程度正当性を主張しうるものであろうか。若干、検討を加えてみよう。先ず、血縁から地縁への移行なる構成原理の變化について。旧部族制は血縁的氏族制的原理に基くと屢々唱えられるのであるが、これはさほど分明なるものでは決してない。むしろそれは甚だ疑わしい。しかしこの問題はここでは措かざるを得ない。⁽³⁾これは頗る厄介であつて、ここで論じ尽くせるが如きものでは到底ないからである。ここで扱うのは、新しい部族制度が従来とは別箇の構成原理に依拠するものなりしか否かなる点のみである。

改革時におけるアテナイ市民の区への歸屬であるが、これは各人の居住地によつて決定された。⁽⁴⁾その点では区、ひいては新部族デモシは地縁的と言い得る。然るに、原居住地を離れた場合、区への所屬は變更を蒙らない。相変わらず元の区に登録されたままであつたと考えられる。しかもそれは子々孫々にまで相伝されたらしい。こういった方法であるが、これは誠に奇異かつ不便と見受けられる。地縁主義というのならば、住所を變

えて自己の所屬区を去った際、当然、区の登録をも変更すべきではないだろうか。この点、地縁的原理における例外事項として処理しうるのであるか。また、この方法では、住民が原籍地から移動すると、同一の区に所屬する者がアッティカ各地に分散してしまふ事になる。逆に言えば、別々の区に属する者が各地に共に居住する事になる。普通に考えた場合、これでは本来の区活動など維持し難いように思われるが如何であろうか。住民の移動が頻繁に行われる場合特にそうであろう。這般の事情よりすると、どうやらここには吾人の感覚を越えた何物かが作用しているように思料される。

ここで、ギリシア人の考え方を想起してみよう。一般に、ギリシア人にとっての関心事は土地よりもむしろ人であったように思われる。特に、人と人との結びつきが重要だったらしい。ギリシアのポリスのあり方であるが、そこでは人は全くの個人として存するのではない。家族、親族、祭祀団体、部族などの集団に所屬する。そういった人と人との集りが各種相俟って初めてポリスが形成され和合が生ずるのである。逆に言えば、ポリスにおいて共同生活を送るためにはそれらの集団が必須、不可欠のものなのである。区や氏族 (*genos*)、プラトリア、部族はまさしくその種の人的結合の一種なのである。それらは友愛に基く集団であって、屢々社会生活を共にし仲間意識を育む⁽⁵⁾。従って、それらは居住地の近接を常に要請するものではない。遠方に居住していても、各種会合には姿を現すのである。

以上を念頭に置いた場合、先程特に区に関して指摘した問題は解消されるように思われる。新制度下における区は、ギリシア人が上記の如くなるものであったからこそ運用可能だったのである。区はむしろ人的結合だったらしい。更には新部族も同様に考うべきである。新部族をして地縁的となすならば、当然それは一塊の土地より成ったはずであるが、これはそうではない。新部族は三つの部分に分たれていたのである。従って、これは当初より分散の度合甚しきものがあつたのであるが、それでも特に不都合はなかつたのであろう。

純然たる *circumscription territoriale* というものはギリシア人の場合考えられないのではないか。成程、区は居住地を基として作られた。しかし、制定時においてはそれしかないではないか、他に作りようはないのである。しかも、それも地図の上に線を引いて各区の領域を画定していったというものではないのである。⁽⁶⁾ かくなる区、ひいては新部族を地縁的存在と断じて前代との断絶を強調するのは如何なものか。ギリシア人にとって、団体の構成原理は常に一つだったとも思われる。ともかく、クレイステネス改革に関して、血縁から地縁への移行といった事はギリシア人は全く述べていない。⁽⁷⁾ そうした事はギリシア人の与り知らぬところであつたらう。地縁的原理の創出を区に想定してそこに変革を見

クレイステネス改革をめぐる(一)

ようとするのは、他者の観念で以ってギリシア人を律する事になるだろう。⁽⁸⁾

血縁、地縁云々は一応度外視するとして、さなる事柄とは別箇の形で区が平等のシステムと評される事もある。アテナイ市民は区民としては全く同等の地位に立つ事になったからというのである。この点が強調される場合もある。従来は貴族が特権的地位を保持していたのであるが、これは新設の区制によって法制的意味を喪失した。向後、出生とは無関係に政治的権利が与えられる事となったからというわけである。

かくなる論点であるが、ここでソロンの国制を想起してみよう。言うまでもない事であるが、ソロン体制の根幹をなすのは財産級である。ここでは、政治的権利の別は専ら財産の多寡によった。出自の貴賤には無関係なのである。そうすると、クレイステネスの区制はこの点でも変革を意味するものではなかった事になる。出生による区別は元々存在しなかったのだから。少くとも公式のレベルにおいてはそうだったのである。⁽⁹⁾

なお付言するに、新しい制度の下では下層民も市民としての権利に与っている。他方、ソロン体制にあつては第四階級たるテーテスは民会と法廷に参与している。⁽¹⁰⁾従つて、以前よりテーテスも十分の意味において市民だったのであつて、別段、政治より疎外されていたものではない。この点も脳裡に留むべきである。

次に自治的団体としての区。前述の如く、区は広汎な自治権を公式に認められたものと思われる。特に国政との直接の関係で言うと、区民は評議員の選出を行ったのである。こういった事は市民一人一人の政治意識を向上せしめ、市民のポリスへの帰属感を強化する結果を生じたと思われる。この点も学説史において説かれるところであつた。

ただし、この点には留保が必要である。区の自治であるが、これが国制上の位置を与えられた事に意味はあるだろう。しかし、事実の上では、これは格別目新しいものではない。アテナイにおいては、元々、人々は村落にて自治生活を送っていたのであるから。昔からの聖所を護り、それぞれの生活慣習の下に自治を営む、それがアテナイ人だったのである。⁽¹¹⁾

もう一つ政治との関係で言うと、区制度は確かに政治、特に国政への参与を増大せしむる作用をなしたと想像される。ただ、前述の如く、ソロン体制の下でもアテナイの全市民に政治参加への道が開かれていた事を忘却してはならない。この点、新しい制度は前代の状態を大きく出ずるものではなかったのではないか。前代よりの継承発展として把うべき面が多いのではなからうか。⁽¹²⁾

これと関連して、今度は区制度がアテナイ社会に何らかの変容を惹起せしめる体のものであったか否か、若干の検討を施してみよう。これに關しては区が如何にして形成されたかを見るのが手懸りになる。区はその先蹤としてナウクラリアを有したものとされる。ナウクラリアは旧部族の各々に十二個ずつ、四部族で都合四十八個を算えた。⁽¹⁴⁾幾何学的に整然とした数字である。これに対するに、区は合計百三十九個、半端な数字である。しかも、一部族、一トリッテュスに一定数の区が割当てられるというものでもない。部族に關して言うと、例えばアイゲイスは二十一の区を擁するが、アイアンティスには六個の区しかない。トリッテュスもそれが単一の区から成る事もあるし、かなり多数の区から構成される場合もある。こうした部族——トリッテュス——区の様態は「論理的・算術的構成」といったものからは程遠い。

また、区はそれぞれ五百人會に評議員を送ったのであるが、その数は十部族制の時代を通してほぼ一定だったとされる。これを各区毎の評議員定数としてよいらしい。この定数を見るに、大は二十二名のアカルナイや十六名のアピドナから、小は一名、更には連年評議員一名の選出すら果せぬ極小の区まで著しき偏差が見られる。これは区の間甚しき人口較差の存した事を物語るものである。何故なら、評議員定数は区の人口にほぼ比例するものであったと考えられるのだから。これを以って鑑るに、区の制定に際して、クレイステネスは人口調整を計らずして大小区々様々の村落をそのままの姿で尊重したのである。

区は祭祀団体であり、また共有地を所持した。古い伝承や特別の慣習を有する事もあった。⁽¹⁷⁾こういった事は改革を俟って開始されたものではありえない。クレイステネスを遙かに遡る時期にそれらの起源はあるのだろう。区は、改革以前より、村落としてそれ自身の歴史を有したのである。なお、区の名称であるが、これも既存のものそのまま使用されたものと思われる。⁽¹⁸⁾

他方、五世紀四世紀を通して区は活発なる活動を持續する。その間、部族数には変動もあって、区も若干数が所属部族を変更している。しかし、区そのものは変化を蒙っていない。クレイステネス以来ローマ帝政期に到るまでも、ベレニキダイ、アポロニエイス、アンティノエイスといった特殊な例を別とすると、区の数には全く増減が見られない模様である。⁽¹⁹⁾これは、制定時の区がそれだけ伝統に深く根を下していた事を示唆するものかもしれない。

以上に加うるに実地調査の結果を紹介しておこう。エリオットはアッティカ南西沿岸部を踏査し、区の比定を行った。彼の調査した区はランプトライを二つに勘定して合計十一個であるが、それらは大凡、自然の地勢に沿うて設定されている模様である。エリオットの比定を是とした

クレイステネス改革をめぐって(一)

クレイステネス改革をめぐって(一)

る場合、平地における単一若しくは複数个の集落を山並が囲繞している、このような区が多い。地形的条件を無視してまで強引に設定されたが如き区は見当らないのである。エリオットの調査はあくまでも一部地域に限定されるものではあるが、区の形成につき大いに参考となるものがある。⁽²⁾

以上、簡単な考察に終始したが、そこからして、区制度に特に人為の跡が見られない事、これは明白であろう。クレイステネスは既存の村落を能う限り尊重したものである。元々、アッティカ農村部の集落はデーモスと呼ばれていた⁽²⁾のであるが、その状態をデーモスなる呼称をも含めて踏襲したのである。従って、区制は村落の内部構成に容喙するが如き性質のもでなかつたとなすのが至当である。旧来より村落に存在した社会的諸関係はそのまま引継がれたものと思われる。今、仮に、ある村落に有力者が居住していたとしよう。その影響力は新しい区においても、或は国政との関連で、或は区内における案件の処理に関して、作用し続けたであろう。特にそれが有力門閥の根拠地であった場合は猶更である。

クレイステネスがナウクラリアに対するに区を以てした事、当然、これは一つの変革である。しかし、彼の意図が奈辺に存したにせよ、区制が既存の社会構造、統治構造に格段の変化を招致せしむる体のものであったとは想定し難い。むしろ、区制は既成の村落を国家体制の中に包摂するといったところに主眼があつたのであろうか。とにかく、吾人の問題に即して言うと、区制度はそれ自身においては連続性の相の下に把握さるべく思考される。勿論、こういった事はあくまでも推論に過ぎず、直接、史料に依拠したるものではない。しかしこれは合理的な推論だと思ふ。

区に関して最後に、ギリシア人自身の見方に一瞥を加えておこう。クレイステネス改革に関する最も重要な史料は、言うまでもなくヘロドトスと『アテナイ人の国制』であるが、このうち前者は区そのものには独立の意義は認めていない。ヘロドトスにおいては、クレイステネスはあくまでも部族の改革者であつて、区は部族改編の一環をなすに過ぎぬ⁽²⁾。この点は『アテナイ人の国制』もそれに準ずるものである。⁽²⁾一般に、ギリシア人にあつては、クレイステネスの仕事は部族の改革で以て代表されたのである。⁽²⁾

近代の研究史において区制は屢々重要視され、場合によってはクレイステネス改革の中樞に据えられる事さえ尠しとしかつた。しかし、ギリシア人の証言はそうした見方に留保を付せしむるものである。少くとも、部族とは別箇の形で区を論じ、それに多大の意義を賦与せんとする

事には些少ならざる疑念を感じる。所詮、近代の学説は近代人なりの推測に過ぎなかつたのである。

2

次にプラトリア。クレイステネス改革に関してはプラトリアも問題になるところである。屢々それは区との関係において論ぜられる。今、これをフォレストとマルティン⁽²⁰⁾、特に後者によって見る事にしよう。

これらによれば、プラトリアは貴族の支配装置の如きものである。それは貴族身分たる氏族員 (*gentetai*) が頂点に立ち、その下に庇護民を糾合するピラミッド型の構成をなしていた。貴族は政治、裁判、祭祀を独占して支配権を行使し、平民は専ら従属した。前古典期においてはプラトリア所屬のみが市民権の証であつたから、その面でも平民の地位は貴族に依存した。かくなる状態は *gentilizische Abhängigkeitsverhältnis* に他ならない。かかる支配——従属関係こそが、前古典期アッティカ社会の土台をなしていたというわけである。

このような社会構造を前にしてクレイステネスは部族制改革を行ったのであるが、その中では区制が最も重視される。区は市民権を認定し、祭祀を万人に開放した。その結果、プラトリアはかつての地位を喪失した。それは、爾後、市民認定権、祭祀を独占するものではなくなつたからである。この事は貴族層にとり甚大なる打撃であつた。もとより、貴族の影響力は実質的に猶残存する。プラトリアも廃止されたわけではない。しかし、貴族の支配権は畢竟衰滅の運命にあつた。貴族支配の支柱は倒壊し、最早アテナイ人は *geborene Gefolgsleute* / *der adligen Geschlechter* ではなくなつたからというのである。マルティンなどによると、これこそがアテナイ民主政の発展を可能ならしめたものであつた。

凡そ以上がフォレスト及び特にマルティンによって説かれたるところであつた。これを一言で述ぶるならば、貴族支配のプラトリアが万民平等の区によって事実上置き換えられた事、ここにクレイステネス改革の要諦が存した⁽²¹⁾というのである。これは全般的に伝統的立場に立ちつつ、改革の意味を、一応、巧妙に説明している。その点ではそれなりに明快である。この種の考え方は、程度の差こそあれ、近代の学者の中でも少なからざる数がこれを共有するものである。

さて、この種の解釈であるが、これの基礎をなすのは二点の認識である。一つはプラトリアの本質把握。それが貴族にとって一種の権力装置だつたという点である。もう一つは、区が多くの面でプラトリアに代るべく設置されたという認識である。このうち先ず第一点であるが、これは真にそうであつたのか、この点は極めて疑わしい⁽²²⁾。これと関連して、氏族^(ゲネス)とは何か、またそれとプラトリアとの関係如何といった問題があ

クレイステネス改革をめぐる(一)

る。しかしこれらもまた困難な課題であつて、ここで論じ尽くされるものではない。従つて、これはここでは措く事にする。この問題を差當つて不問に付したところで、本稿の論述が明証を欠くというものでは毫もないのであるから。本稿が立論のためには上記の第二の論点を衝くだけで十分である。それだけで、マルティンその他プラトリアに着目する説は容易に反駁されるのである。果して区は本当にプラトリアに代るところがあつたのか。プラトリアの機能を幾分なりとも奪取して成立するところがあつたのだろうか。

この点が闡明のためには前古典期におけるプラトリアにつき十分の知識を得る事が必要である。然るに、史料の状況よりしてそれは不可能なり。従つて、古典期のプラトリアを調べ、それを区と比較考量していくより他はない。古典期における区とプラトリアであるが、両者の間には機能の相違があつた。これを伊藤貞夫氏は次の様に記している。「デーモスへの登録がポリスの構成員として国政に参与する権利の取得を意味したのに対し、プラトリア入籍は市民の家にまつわる私法上の諸権利の源となつた。」一方は市民団の、他方は個々の家のそれぞれ構成を定める事に役割を果たしたというわけである。

プラトリアは法廷弁論に頻出するが、これらを繙読するに、確かにそれは家に関する事の決定に独自の役割を負うたかに見受けられる。それは嫡出子の認定や財産の相続といった事柄に関係している。また、こういった事情に依じてか、区とは入籍の年齢をも異にする。区への登録が十八歳の時行われたるに対し、プラトリアへの入籍年齢には議論がある。入籍が幼時においてなされたか、それとも成長してからかというのである。しかし、何れにせよそれが区への登録より年齢的に早い時期になされた事には間違いはない。

また、上記の他にプラトリアは殺人事件の処理に関係したし、結婚に際してプラトリアの仲間を饗応する風習もあつた。これらよりすれば、プラトリアの権能は所謂私的領域に存したと思われるかもしれない。しかしそれはそこに尽きるものではない。プラトリアは役人の選定に際して単位となるとか、財産目録の写しを保管するとか言われる。プラトリアはこれらの任務を部族や区と共に負うのである。また、少し後に述べられるように、プラトリアへの加入は市民権取得のための必要条件であつた。かくして、プラトリアは国家機構の一翼をも担うのである。古典期のプラトリアは所謂公的機能を剝奪されて社会生活の領域に逼塞したとはなし難いものがあるのである。これに加うるに、プラトリアは勿論祭祀団体でもあつて、祭壇を設けてゼウス・プラトリアオスその他の神を祀つた。ゼウス・プラトリアオスはアテナイの全プラトリアに共通する神である。また、アテナイのプラトリアは祭礼の日を共通とし、入籍に関する条件を基本的に同じうしていた。この点、ポリスからの規制が作用した

と思量さるものである。

以上よりして、今日の感覚で以って、区を公法的存在、プラトリアを私法的存在として両者を截然と區別するわけにはいかない⁶⁴。しかしそれにしても、区とプラトリアの間には自からなる相違はあるはずだ。なにしろ、古典期において両者は共に十全なる活動力を保持しつつ併存したのだから。この二つの団体は存在形態、構成員数はもとより、機能に関しても少なからざる面を異にする。両者の役割は互に相接する面を有しつつも異なるのである。これは即ち、両者が補い合ったという事である。古典期アテナイに関して言えば、区とプラトリアは双方相俟って政治、社会に枢要なる役割を果し続けたのである。

区とプラトリアの権能につき論議さる事最も多きは市民権の問題なり。フォレストやマルティンによれば、クレイステネス改革以前は専らプラトリアが市民たる事の認定を行っていたのであるが、改革によってその権能が区に移行したというのであった⁶⁵。これに関して、先ず前古典期における市民資格の認定であるが、これは史料の状況からして分明ならざる点甚だ多い。しかし古典期の状況より推測すると、改革以前においてプラトリアは市民資格認定の仕事に携ったものと思われる。ただ、それが市民権に関して唯一の基準をなしたか否かにつきては不明と云うより他はない。

次にクレイステネス改革以降であるが、この時期においてはアテナイ市民たんとする者は、当然、区民でなければならぬ。区への所属如何が市民権に関して第一の基準であったからである。問題は、その上にプラトリア成員たる事が必要とされたか否かであるが、この点は学説が岐れている。賛否両論、多くの学説が提出されている。ここでは複雑な学説史には一切立入らずに結論だけを記す事にしよう。即ち、古典期アテナイにおいては、プラトリア入籍は市民権取得のためのおそらくは必須の前提をなした⁶⁶。プラトリアへの加入も、通常は、市民たる事の特件だったのである。換言すれば、少くとも原則的にはアテナイ市民の全員が何れかのプラトリアの成員であった。

以上、古典期のプラトリアが前代よりの遺制として纔かに余喘を保つのみというものでは毛頭ない。それは区と共に国家、社会にとって、なくてはならぬものであった。市民権に関してもその間の事情は同様であった。この面でも区とプラトリアは互に相補い合うものだったのである。全般に古典期の区とプラトリアであるが、一方が他方の領分を蚕食してやがては完全に排除してしまう、このような形跡は見られないのである。さすれば、クレイステネス改革におけるプラトリア、就中、それと区との関係につきては如何であろうか。これについては如上の事情は示

クレイステネス改革をめぐって(一)

唆するところ大なるものがあるだろう。ここにおいて、区はプラトリアに代るべく設置されたところがあるのか、相当の疑念が胚胎してくる次第である。

クレイステネス改革におけるプラトリアであるが、実は史料が存在する。『アテナイ人の国制』二十一章六である。「彼(クレイステネス)は各人に氏族とかプラトリアに所属し、またそこで神官職に就くことを父祖伝来の制度に従って存続させることを認めた。(村川堅太郎訳) *tà de tôn kai tās pharaias kai tās lepatōnas eiasen ēyeu ekatous katà tā kōtōia*」これはクレイステネス改革理解の上で重要な一節であるが、若干の問題がある。一つは例の『政治学』1319b19-27⁽⁸⁷⁾との関係である。『政治学』のこの箇所では民主政における然るべき処置として部族やプラトリアの改編、祭祀の統合が記されているのであり、その方策を採った例としてクレイステネスとキュレネにおける民主政確立者が挙げられているのである。そうすると、これはプラトリアに関して『アテナイ人の国制』二十一章六と矛盾を来すようにも思われる。もっとも、この一見矛盾を解消する事は可能ではある。『政治学』におけるプラトリア云々の記述はキュレネにのみ妥当するのかもしれない⁽⁸⁸⁾だから。或は、もしかするとアリストテレスは『政治学』執筆後、見解を変えたという事かもしれない。何れにせよ、『政治学』の記述が一般的なるに対し、『アテナイ人の国制』は個別アテナイにつき明言を以って記しているのであるから、この場合は後者に信を置く方が一応普通と思われる。

もう一つ、『アテナイ人の国制』二十一章六自体の問題。これは正確には何を述べているのか。プラトリアや氏族に対してはクレイステネスは如何なる意味でも一切施策を講じなかったというのか。それとも、改革がプラトリア、氏族の地位に影響を及ぼす事はあったにせよ、それら自体はそのまま放置したというのか。或は、場合によってはそれはクレイステネスが既存のプラトリア、氏族に手を触れなかったと言っているだけの事かもしれない⁽⁸⁹⁾。

この点はテキスト自体からは判定困難である。ただ、一つの点はテキストから明確に主張できる。プラトリアや氏族が内部の再編を蒙らなかつた事である。これは *katà tā kōtōia* より明白である。更に、『アテナイ人の国制』二十一章六が全体として指向するところも歴然としている。クレイステネスがプラトリア、氏族に直接打撃を加えるが如き措置を取らなかつた事、これはテキストより明瞭に看取できるのである。これと、古典期におけるプラトリアの様態とを総合して判断すると如何であろうか。プラトリアに関して言うならば、クレイステネス改革にはそ

れを排斥するようなどころはなかったと断定してよさそうである。

もっとも、この点、一説のなされる事がある。成程、クレイステネスはプラトリアの改編を行わなかった。しかし彼はそれに区を並置した。この事によって間接的にプラトリアの地位低下を計ったという解釈である。⁽⁴¹⁾ プラトリアを直接改廃するのは摩擦を生ずるからそれを避け、区設置によりクレイステネスは政治、社会の中心を事実上区に移行せしめた。それによってプラトリアは自然の衰滅に委ねられる結果となり、ここに民主化なる所期の目的が達成される事となったのであろう。クレイステネスの胸中をかく付度し、こういった方策に政治家クレイステネスの巧妙さを見んとするものであろう。

さて、このような説明であるが、これ自体が極めて巧妙なものである。これは伝承に背馳せずして貴族勢力削減なる結論を導き出す事に成功しているようである。その限りではクレイステネス改革に関する通説的見解を維持し得ている。しかし翻って考えるに、謂うところのクレイステネスの措置は随分と微温的だ。これでは所期の成果を達成するのに数十年を必要とする事になる。文字通り、百年河清を俟つが如しである。これでは改革の名に値せぬ事になる。しかも、現実にはプラトリアは生命力を全く喪失しなかったのであるから、クレイステネスは完全に失敗してしまつた事になる。所詮、このような解釈は過度に技巧的として斥けるより他ないだろう。

区、プラトリアとの関連でもう一つ問題とさるべきはナウクラリアである。ナウクラリアはソロンの法⁽⁴²⁾より明白なる如く、その成立はソロン以前に遡られる。それは既述⁽⁴³⁾の様、各部族に十二個ずつ、計四十八個を算えた。その権能につきては史料制約の故不明の点尠しとせぬが、本来的には艦船提供をその任としたと言われる。起源はともかくとして、ナウクラリアの役割は多岐に及んだらしい。ソロンの法⁽⁴⁴⁾よりもそれが財政を司っていた事は疑を容れぬところである。⁽⁴⁵⁾ それはかなり広範囲に亘っていたらしい。またナウクラリアは騎兵を供したと言われる。⁽⁴⁶⁾ それは兵士動員に際してその単位の如き性質をも帯びていたのであろう。加之、ナウクラリアは一定の政治的役割を演じた可能性もある。⁽⁴⁶⁾

こういったナウクラリアには区を連想させるものがある。区は兵員動員の単位となつたのであるし、財政機能をも有した。そして何よりも、区とナウクラリアは共に部族の低位区分であつたのだから。もっとも、これだけでは両者の関係を主張するには十分とは言えないであろう。然るに、この点決定的なのはギリシア人の証言である。アリストテレスはナウクラリアの代りに区が設けられたと述べているし、⁽⁴⁷⁾ ナウクラリアと区、ナウクラロスと区長との類比は常になされるところである。⁽⁴⁸⁾ この点、史料が一致しているのである。これを疑うべき強力な理由が存するな

らば話は別だが、そうでない限りはギリシア人の一致した証言は斥けらるべきではないだろう。

かくして、区の前身を前古典期に索むるとすればそれは何れの方向においてであるか見当が付けられた。前古典期におけるナウクラリアとプラトリアの中、区の前身と目さるべきはナウクラリアである。プラトリアではない。区がプラトリアに代ったというような事はギリシア人は述べていないのである。ナウクラリアに対してはクレイステネスは然るべき措置を講じたであろうが、プラトリアに対してはそうでなかったであろう。

以上縷説し来たところより、マルティンその他プラトリアに着目する見解の一方の支柱が倒壊したと考えられる。従って、全体的にもそれらの所説は支持し難いものとなった。プラトリアの地位を滅殺するが如き方策をクレイステネスは特に採らなかつたものと思われる。彼にはプラトリアを敵視するようなところはなかつたのであろう。

かくして本節の結論が得られたのであるが、これはクレイステネス改革理解のために重要である。プラトリアに関して言うならば、改革は連続性の方向で把握されるべきである。ここに、本章第一節と同種の結論が得られたのである。第一節の議論は推測に依拠するところ大なりしが、本節の場合、それよりは確実な根拠に基いている。

3

プラトリアと関連して氏族にも言及するところがあつたので、ここで氏族についても一言触れておこう。クレイステネス改革に関して氏族そのものが取上げられる事も時にあるからである。

この種の議論においては、氏族が何らかの意味において区にその地位を譲つたとされる事が多い。今、これをデイとチェインバーズ62によって見るに、氏族は旧部族の下部機構をなしていた。ところがそれは部族制改革によってその地位を喪失した。今や市民たるに必要なのは区への所属如何のみとなり、かくして氏族に結集する権門勢家はその優越的地位を失った。凡そ、こういった具合になるのである。

この種の解釈なるが、疑念は尽きぬ。氏族がそれ自身旧部族の下部機構として国制上の位置を有していたのか否か63。一体、クレイステネス以前のアテナイには *Geschlechterstaat* (氏族国家) と呼べるべきところがあつたのか。また、氏族とは何か、氏族員とは特権身分を意味するのにか等々、問題は数多い。しかしここではそれらにつきては多言を費さぬ事として、上掲の『アテナイ人の国制』二十一章六を想起するにとどめ

よう。この史料によるならば、クレイステネスにはプラトリアと共に氏族を敵視するようなところはなかった。アテナイ国家社会に占める地位、その内実の如何に拘らず、氏族は改革によってその影響力を剝奪されるところはなかったものと思われる。事実、氏族はその後末長く生命力を保持し続ける。かくて、氏族に関しても、議論の指向するところは区、プラトリアにおけるものと同一となった。

註

- (1) „Die Einteilung in Demeu beruhte auf rein lokalem Prinzip und ging von dem Domizil aus. Sie verliel allen Mitgliedern der Gemeindeverbände ohne Rücksicht auf die Geburt bürgerliche Gleichberechtigung. Darin lag der demokratische Charakter der Gemeindeordnung.“ (G. Busolt, *Griechische Staatskunde* I, München 1920, 264)
- (2) Cf. C. Hignett, *A History of the Athenian Constitution to the End of the Fifth Century B. C.*, Oxford 1952, 142; M. Ostwald, *Nomos and the Beginning of the Athenian Democracy*, Oxford 1969, 152—153; W. G. Forrest, *The Emergence of Greek Democracy*, London 1966. 『ギリシア民主政治の出現』太田秀通訳、平凡社、昭和四六年、一三六—一三七ページ。
- (3) D. Roussel, *Tribu et cité*, Paris 1976. を見よ。
- (4) *Ath. Pol.* 21. 4. なお、本文では主として区について記すが、同様の事が新部族に関しても妥当するのはいやうまでもない。
- (5) 以上は特にアリステネスの思考に即して記した。拙稿『アテナイ人の国制』二十一章、『大手前女子大学論集』十八号、昭和五十九年十一月、一四九—一五〇ページ。
- (6) Cf. W. E. Thompson, *The Deme in Kleisthenes' Reforms*, *Symbolae Osloenses* 46, 1971, 74.
- (7) Cf. “La distinction, courante chez les modernes, entre phylai gentiles ou génétiques et phylai territoriales n'apparaît nulle part chez les auteurs grecs anciens.” (Roussel, *op. cit.* 266) なお、血縁、地縁に関する考え方はルーセルに多くを負っている。
- (8) 学説史において、クレイステネス改革は過大評価されてきた。その原因の一つは、部族制改革の中に古くより続いてきたとされる氏族制的原理より新原理への転換を見ようとするところにある。
なお、後述するように、プラトリアにクレイステネスは手を触れていない。この事も「原理の転換」に関してある程度参考となるかもしれない。ただ、プラトリアと旧部族との関係は不明である。
- (9) この点、所謂ソロン財産級とは別箇の形で、旧四部族において出生による区別が蔽存していたと主張されるかもしれない。しかしそのような事が嘗て論証されたるを寡聞にして未だ知らぬ。本論文第二章註(7)。何れにせよ、ソロン体制は財産級を中心として考うべきである。
なお、財産級はクレイステネス体制の下でも政治の基本的枠組としてそのまま持ち越されたと考えられる。

(10) *Ath. Pol.* 7. 3.

クレイステネス改革をめぐって(一)

クレイステネス改革をめぐって (一)

- (11) Thuk. II, 16.
- (12) 改革後におけるテーテスの役への就任、特に五百人評議会への就任資格については本論文第二章註(40)。更に本章註(9)。
- (13) 本論文一三五一—一三六ページ。
- (14) *Ath. Pol.* 8.3.
- (15) J. S. Traill, *The Political Organization of Attica*, *Hesperia* Suppl. 14, Princeton 1975, 76. 部族——トリッテュス——区制の大綱はクレイステネス以来十部族制の時期を通じて変更を蒙りなかつたトレンネルを見ている。なお、以下、部族——トリッテュス——区制に関する叙述はトレンネルに負う。
- (16) U. von Wilamowitz-Moellendorf, *Staat und Gesellschaft der Griechen*, Berlin und Leipzig 1910, 97.
- (17) Cf. V. von Schoeller, *Ägäer*, RE VI, 1903, 2.
- (18) トレンネル (*op. cit.* 100—103) は、*dati* に終る約三十の区名を注目し、それらの区がクレイステネスによって新たに設けられたものと見る。しかし、トレンネルの援用する『アテナイ人の国制』二十一章五節 *παροργήσεως δε τῶν δήμων τοὺς μὲν ἀπὸ τῶν κόρων, τοὺς δὲ ἀπὸ τῶν κρισκυρῶν οἱ γὰρ ἀναρῆσαι ἀνήγονται ἐπὶ τοῖς τόποις* は、*ちなる事を意味するものではないと思ふ*。ただ、このテクストも難解ではある。
- この他、区の名称については若干の議論があるが、その中で問題となり得るのはトラウロンに関するもののみである。トラウロンは由緒ある地名であるが、これは区名としては採用されず、トリアイタイが区の名称となっている。このクレイステネスの作務を見る向き (D. M. Lewis, *Cleisthenes and Attica*, *Historia* 12, 1963, 26—27) もあるが、これは *πρὸς τὸν δῆμον*。cf. P. Bicknell, *Athenian Politics and Genealogy: Some Pendants*, *Historia* 23, 1974, 147 n. 9; Roussel, *op. cit.* 275.
- (19) Traill, *op. cit.* 103.
- (20) C. W. J. Eliot, *Coastal Demes of Attika*, *Phoenix* Suppl. 5, Toronto 1962, 3—158.
- (21) トリロスやスニオンに属した区も極く自然に設定されているとは必ずしもいえない。R. Osborne, *Demos: The Discovery of Classical Attika*, Cambridge 1985, 29—36. プレブリアオン区も同様に考へてよいのかかもしれない。cf. E. Vanderpool, *A Lex Sacra of the Attic Deme Phrearrhioi*, *Hesperia* 39, 1970, 47—53. マテナイ市内の区もやはり既存の集落を基として構成されていると見てもよいであろう。無理な分割は行われていない模様である。P. Siewert, *Die Trittyen Attikas und die Heeresreform des Kleisthenes*, München 1982, 133—134; Roussel, *op. cit.* 274—275.
- なお、区の設定は地図の上に線を引くのではなく、村民各自の登録によってなされたトトムスは主張していた (本章註(9))。これによると、各人の所属すべき区は自動的に決定された事になる。クレイステネスによる恣意的作用する余地は殆どないであろう。
- (22) *Hdt.* I, 60, 4—5, I, 62, 1, V, 74, 2, V, 81, 3, IX, 73, 2.
- (23) *VI.* 131, 1, V, 66, 2, *aj* V.69.
- (24) 21. 『アテナイ人の国制』二十一章四節にはアテナイ人の呼称の事が記されている。これも、当然、部族改編の一環として語られているものである。『政治学』(1275b34—37, 1319b19—27) でも部族は出るが区は現れない。なお、『政治学』においては区はただ一箇所 (1300 a 25) で言及されるのみ。

- (25) Kleidemos F8 (Jacoby) : Pausanias I, 5, 1, I, 29, 6; Lex. Demosth. Patm. p.152 ed. Sakkellion s.v. *rewyrtai*, *ημεσιν* *καταθβουος δεκα φυλας* *ρωγαυτος αυτι των τεταραυτων* *κα* *Καιθβου διοικησασθαι τα περι τας φυλας* などの表現が見られる。
- (26) フォレスト、前掲邦訳五六一六五、二三五—二三七ページ。J. Martin, Von Kleisthenes zu Ephialtes, *Chiron* 4, 1974, 7-22.
- (27) いろいろな解釈を端的に示す一句を掲げておこう。「Cleisthenes' blow at the Eupatridae was not in his formation of the tribes, but in his substitution of the deme for the phratry and clan." D. W. Bradeen, The Trityes in Cleisthenes' Reforms, *TAPA* 86, 1955, 24. (マタリマは筆者)
- (28) プラトリアを貴族支配の道具の如く見るのは A. Andrewes, Philochoros on Phratres, *JHS* 81, 1961, 1-15. これはその方面における代表的論放である。しかしこの論文は史料解釈上無理が多く、その立論に賛同出来るものではない。
- (29) 『古典期アテネの政治と社会』東京大学出版会、一九八二年、一七八ページ。
- (30) 法廷弁論において特にプラトリアの役割の目立つ箇所を若干掲げておく。Isaios III, 73, 75-76 ; VI, 21-25 ; VII, 13-17, 26-27, 43 ; X, 8, 15 ; XII, 8 ; [Dem.] XLIII, 11-14, 81-82 ; [Dem.] LIX, 118.
- (31) IG I² 115 ; [Dem.] XLIII, 57. これらの史料に見えるのはドラコンの法である。なお、ギリシアにおいては殺人罪の訴訟は勿論私訴 *δικη* である。
- (32) Isaios III, 76, 79 ; VIII, 18-20 ; Dem. LVII 43, 69.
- (33) Arist. *Pol.* 1300 a 25, 1309 a 12. 上のうち前者ではプラトリアは *phyle*, *demos* と共に、後者では *phyle*, *lochos* と共に挙げられている。ただ、これらの箇所ではポリスの名は記されていない。
- (34) 言うまでもないが、公私の領域を峻別するのはギリシアでは困難である。例えば区と部族であるが、これらは政治団体たると同時にまた仲間組でもあって、社会生活にも役割を果す。
- (35) 本論文二三二ページ。
- (36) 伊藤貞夫「古典期アテネのプラトリア」、『西洋古典学研究』三二号、一九八三年、一一一八ページ。
- (37) 「しかしなお、この種の民主制にとって有用なものとしては、クレイステネスがアテナイで、それからまたキュレネで民主制を確立した人々が民主制を生長させようと思つて、用いたような方策がある。すなわち、今までのとは違った部族や胞族(プラトリア)がもつとたくさん作られねばならない……(山本光雄訳。括弧内は筆者) *ετι δε και τα τοιαυτα κατασκευαματα χωριαμα προς την δημοκρατίαν την τοιαύτην, οίς Καιθβουος τε Αθηνων εχρηασατο* *βουλομενος αδελφαι την δημοκρατίαν, και περι Κυρήνην οί των δήμων καθαριστρες, φυλαί τε τας εσσαι κορηται πλείους και φαρτρία κτλ.*
- (38) 他に、『アテナイ人の国制』二十一章六は既存のプラトリアが改編を蒙らなかつたというだけである。クレイステネスは例の「新市民」のためには新たなプラトリアを作つたのであるとして、『政治学』と『アテナイ人の国制』との調和を計るが如き考え方もあるにはある。cf. Busolt, *Griechische Geschichte*, II², Gotha 1895, 20 Anm. 2.
- (39) この場合は、クレイステネスが「新市民」のために特に新しいプラトリアを作つたと解釈される事になる。しかしこの種の解釈は過度に人工的でなからうか。前註参照。

クレイステネス改革をめくつて(一)

クレイステネス改革をめぐって(一)

- (40) この点 Philochoros F35a (Jacoby) は利用できない。この断片には年代、内容に関して余りにも不確定要素が多いのだから。ここからクレイステネスによるプラトリア内部再編成を主張するのは危険である。
- (41) H. T. Wade-Gery, *The Laws of Kleisthenes*, CQ 27, 1933, 26-27. cf. Hignett, *op. cit.* 145.
- (42) *Ath. Pol.* 8. 3; Phot. s.v. *vaukpaia*. なお、ナウクラリアに関する H. Hommel, *Naukraria, Naukraros*, RE XVII2, 1935, 1938-1952. が詳細なる議論を展開している。
- (43) 本論文二二九ページ。
- (44) *Ath. Pol.* 8. 3; Androton F36 (Jacoby); Hesych. s.v. *vaukpaia* (sic).
- (45) Pollux VIII. 108.
- (46) Hdt. V. 71. 2. 周知のように、クロトリスのこの一節は多々疑わしき点を含むものではあるが、それでもこれを全く根も葉もなきものとするわけにはいかなさう。
- (47) *Ath. Pol.* 21. 5. *kai yap tous dymous kuri tou vaukpaion erotasen*. かつ Pollux VIII. 108; Phot. *vaukpaia*. 更に Hesych. *vaukpaia*.
なお、アリストテレスはクレイステネス改革で以ってナウクラリアが廃止されたと考えたのであろう。上の文言からは、一応、そう判断される。その場合は Kleidemos F8 の齟齬を来す事になる。この点は cf. Hommel, *op. cit.* 1948-1950.
- (48) 前註所引のうち、クレイデモス以外の史料。クレイデモスは *symmoria* を引合に出すが、これにつきは cf. Hommel, *loc. cit.*
- (49) Cf. J. Day & M. Chambers, *Aristotle's History of Athenian Democracy*, Berkeley and Los Angeles 1962 (Reprint, Amsterdam 1967) 108-110.
- (50) マルティン (*op. cit.* 14) は『政治学』1319 b 19-27 を以って自説を補強するものとなしている。ところが、『政治学』のこの一節は部族やプラトリア自体の改編を述べているだけのものである。プラトリアの区への移行を諷うものでは全然ないのである。
なお付言するに、『政治学』のこの部分は解釈が困難である。大衆の進出に伴う社会的平準化の進行を意味するのか、不純分子の市民団への編入という関連で語られているのか判別困難である。何れにせよ、「貴族的身分秩序」の解体を語っているものではない。何故なら、特権身分の支配なる意味での貴族政なる概念はアリストテレスには存在しないと言って差支えないのだから。前掲拙稿『アテナイ人の国制』二十一章「一四〇—一四一ページ」、一四五—一四九ページ参照。
- (51) 古典期のアテナイ人は区やプラトリアなどに同時に加入し、それによって生活を送ったのである。一般にギリシア人は複数の集団に所属するのが常であった(本論文二二七ページ)から、この点には何の不思議もない。クレイステネスも、新制度を円滑に機能せしめるためには、区だけでなくプラトリアも必要と観じたのであろう。
- (52) Day & Chambers, *op. cit.* 113-114. cf. P. Cloché, *La démocratie athénienne*, Paris 1951, 21.
- (53) 氏族及びプラトリアが旧部族の下部組織と見做される場合、史料の上で直接根拠を求めるとすれば『アテナイ人の国制』断片三 (Kenyon) がそれに当る。ただ、この断片の記事は史実とは認められない。氏族は当初より国制上の位置は占めなかったものと思われる。また、この断片よりすればプラトリアは総数

十二を算えた事になるが、これも受容れられない。

なお、この断片からは旧部族が平等の体系として浮び上ってくる事に注意。そこには「支配身分」としての Eupatridai は現れないし、プラトリアや氏族も平民的である。人口の全体が氏族員だった事になっている。

二

1

部族。クレイステネスが何故に部族の改編を行わねばならなかったのか、これの解明はなかなか困難である。この問題に関しては先ず古人の証言がある。ヘロドトスは部族改革をイオニア人蔑視なる角度より説き、アリストテレスはそれを市民権賦与なる観点から理解したらしい⁽¹⁾。しかしこれらの説明は吾人を満足せしめない。一は荒唐無稽、他は不可解にして俱に信を置く能わざるものだからである。従うて、部族改編の意義についても、近代の学者は自分たちなりに推測するより他ないわけである。

新部族検討に際して、その先行形態との比較を行うべきは理の必然である。アテナイにおける旧部族は氏族制的存在であり⁽³⁾、そこでは「貴族」が有力な地位を占めていたとは屢々説かれるところである。然るに、旧部族が具体的に如何なる面において「貴族」の支配するところであったか、容易に解明されぬところである。旧部族には分明ならざる点が多く余りにも多いからである。従って、学説史において、通説的立場を採ると否とを問わず、旧四部族に着目してそこから部族改革を闡明せんとした試みは僅少を算えるのみである。

その少数の試みの一つとしてはヴェュストのものがある⁽⁴⁾。ヴェュストによれば前古典期アテナイには三つの身分が存在した。Eupatridai, Geomoi, Demiourgoi である。他方、旧四部族及び旧トリッテュスは身分制的機構であって、各部族において三身分の各々が一つずつのトリッテュスに分れていた。かかる身分制的部族制は重要な存在として機能し続けたのであるが、クレイステネスの部族制改革によって初めてそれは破壊されたという事である。

こういったヴェュストの説であるが、これはクレイステネス改革を明快この上なく理解せしめ得るものである。これによれば、クレイステネス改革の核心をなすところの部族制改編は身分制を破壊したものである。この事によってすべての市民は平等となり、ここに民主政が実現したと

クレイステネス改革をめぐって(一)

いう具合になるのである。かくして、クレイステネス改革につき「何故民主政なのか」なる問が完全に答えられた事になる。この点、従来は常に曖昧さが付き纏っていたのであるが、それが完全に払拭されてしまったかの感がある。なにしろ、貴族制的身分秩序破砕なる視点から論理的に首尾一貫した解釈が賦与された事になるのであるから。

しかしながら、ヴェストの説は支持し得ない。それは強引に過ぎるのである。とりわけ『アテナイ人の国制』二十一章などのテキスト解釈は文献学的に受容れられるものではない。ヴェストの意欲は貴重としても、学問的にはその試みは失敗に終わったとせざるをえない。

旧部族に着目した学説としてはもう一つキーナストのものがある。⁽⁶⁾これによれば、旧四部族はそれぞれアッティカの各地域に分れて居住していた。この事をキーナストは六世紀における党争と関係づける。旧部族が各党派に権力基盤を提供する傾きがあったからというわけである。こうした状況を打破すべく、クレイステネスは新部族を設定したというのである。

かくして、ヴェストとは全く別の角度から、キーナストは部族改革を理解する事になるのである。この説は何故部族改革が行われねばならなかったかを当時の政治情勢の中から説明している。その点では巧妙である。しかしこれにも賛意を表するのは無理であろう。その理由を一言で述ぶるならば、実証的基盤脆弱なるが故である。

以上、ヴェストとキーナストの試みは双方共失敗に終わっている。畢竟、旧部族に着目して、そこからクレイステネス改革の解明を成功裡に行った者は現状では絶無なのである。旧部族に関する吾人の知識は貧弱を極めるのであるから、これは実は当然なのである。従って、巷間見られるが如く、「氏族制的原理に基いて貴族が支配権を掌握していた旧部族を政治的に無力にする事によって、クレイステネスは民主政治への道を拓いた。」などと記される場合、それは確実な根拠を欠く事となる。⁽⁷⁾そういう事を唱えるよりも、旧部族については率直に無知を告白した方がよい。妙に辻褄を合わせようとするよりは、分らぬ事は分らぬとすべきである。その方が知的に誠実な態度と言えよう。

部族制改革はアテナイ人にとって重要なならざる筈はない。それを敢えて行ったにつけては、旧四部族やナウクラリアには何らかの不都合が存したのである。しかしそれが何であったのか、旧部族では何故具合が悪かったのか、これにつき積極的な提言をなしえないのが現状である。⁽⁸⁾

2

部族の改編を論ずるに際しては、旧四部族との関連でそれを扱う事は断念して、専ら新十部族にのみ着眼して考えていくより他はない。この

点、トリッテュスをも含めた形で論じていく。新部族の構成とトリッテュスの組成との二項に分け、その順に考察を進めていく事にする。

先ず、新部族の構成。新十部族の作り方は周知の通りであるが、これは多数の学者に奇異の念を抱かしたものである。新部族がそれぞれ一塊の土地より成らず、中心市及びその周囲、沿岸、内地なる三地域より構成された事が不思議に映じたのであった。これほどまでに人工的な制度は考えられないと評される事もあった。近代人としてはそのように感ずるのは当然である。ただ、ギリシア人よりするとこれはそれほど不自然ではなかったのかもしれない。現実にもこれで十分の運用がなされたのである。しかしそれにしても、これが複雑なシステムである事は否めないところである。改革の際にかくなるシステムが考案されたにつけてはそれなりの理由があったのだろう。

この問題に関しても様々の解釈が提示されてきた。そのうち、ここでは先ずブラディーンの説を取り上げよう。ブラディーンによると、アテナイの貴族はその大部分が中心市及びその周辺に居を構えていた。アッティカを単に十個の地域に分割して部族を形成するとそれらの貴族は一つの部族に集中してしまう結果となるが、これは好ましくない。貴族は新生の民主政にとって危険な存在であったから、その処置にクレイステネスは心を砕いた。叛乱を起さしめず、民主政のために彼らの能力、経験を生かさねばならない。そのためにクレイステネスは市部を分割し、それを各部族に割り当てたのである。かくして貴族は各部族に分散される事となり、それぞれ然るべき地位——將軍とプリュタネイス——を与えられる事となる。その結果、貴族は新しい政体のために効果的に使用される事となり、貴族の側としても民主政に対して不満を抱懐するような事はなくなったというわけである。

これはなかなかに入った説である。「貴族」が民主政にとって敵であったというならばそれを追放するなり或はその財産を没収するなりして然るべきと思われるが、さなる事は短絡的というのであろう。その代り、クレイステネスは「貴族」に存分の活躍場所を与えたというわけだ。これでは「貴族」が將軍などに就任して、事実上国政を壟断してしまふ虞れがある。改革が却って「貴族」のためになされた事となってしまうのではないか。この点不可解である。

ブラディーン説には他にも難点が見出されるが、ここではもう一点だけ挙げておこう。市部の取扱である。クレイステネスにとっては市部が主要なる関心の的だったというわけだが、それならば市部とその他の地域との二分割でよかった筈だ。中心市及びその周囲と沿岸、内地への三分割が何故になされたのか、これでは理解し難いであろう。

クレイステネス改革をめぐって(一)

ブラディーンとの関連でシーリーの説にも一瞥を加えておこう。¹⁰³新十部族はその中に常に中心市とその周辺を含んだのであるが、シーリーによれば、これは市部居住者に部族集会を通して各部族を掌握する事を可能ならしめるものであった。また、將軍職独占をも許すものであった。かくして、他地域に対する市部——特に「都市貴族」——の優位が確立する事となった。クレイステネスは自己の党派たる「都市貴族」を優位ならしむるために改革を行ったというわけである。かく‘regionalist pattern’で以って改革を解そうとするのである。

このようなシーリー説であるが、これはブラディーンと同じ事実に着目しながら別の結論を引出している。その点ではシーリーの説にも幾何かの興味は感じられる。

他方、例の「新市民」が考えられる事もある。ウォーカー¹⁰⁵によれば、クレイステネスによって市民権を賦与された者は主として中心市若しくはその周辺に居住していた。部族改革によって市部が分割された結果、各部族はそれぞれ一定数の「新市民」を包含する事となった。「新市民」はクレイステネスに恩義を蒙っているからして、ここにクレイステネスとしては各部族において有力なる支持層を確保するを得たというのである。

これらとは別に、ソロン改革後における三党派対立の再燃を防止する意味が新部族に認められる事もある。¹⁰⁶特異なる新部族の構成はかつての対立に阻害的に作用したというのである。また、アッティカの統合に重点を置いて部族構成の解明が試みられる事もある。ヒグネット¹⁰⁷によれば、新制度の下では市部や沿岸、内地といった様々の地域の者が一つの部族に集り、同じ連隊で共に戦う事となった。これによって人々の間に一体感が高まり、同時にポリスへの帰属意識が強化される事になった。これは地域的対立の芽を摘み取って、アッティカの有機的統合に資するものであったというわけである。¹⁰⁸

部族構成に関してはトリッテュスの組合せが一つの論点を形成する。如何なるトリッテュスを三個合して一つの部族となすかという問題である。これにつきましては、先ず、周知のペロッホ説がある。¹⁰⁹アッティカ東部において、同一部族の沿岸トリッテュスと内地トリッテュスの隣接している例が幾つか見られる。それは特定の党派——ペロッホの場合はペイストラトスの一党——を利するために意図的に組合せられたものであるとペロッホは論じたのであった。ペイストラトスがそれらの部族を制し得たからというのである。

トリッテュスの組合せについては、クレイステネスによる操作を察知しようとする向きもある。彼が新部族組織の中に自派の勢力基盤を構築

せんとしたのではないかというものである。これに関しては、例えばアンティオキス部族の二つのトリッテュス（市部と沿岸）の双方にアルクメオン家の根拠地（アロペケとアイギリヤ）が見られるなどと指摘される。クレイステネスはこの部族を自らが一門のために確保すべく、トリッテュスの組合せに工夫を凝らしたと示唆されるのである。或は、これとは少々趣を異にするが、アルクメオン家が一つの部族に集中するのではなく、幾つかの部族に分散している事に注意の払われた例もある。これはこの一族に相当数にわたる部族の掌握を可能ならしめるものであったというわけだ。かくクレイステネスは自らの一族に利を計ったというのである。

これらは先程のペロッホヤシーリー或はウォーカーと、程度の差はあれ、部族改革に特定党派の利益を見出さんとする点では共通のものがあつた。部族改革に関して、とりわけクレイステネス一派に有利なゲリマンダリングを見ようとするものは跡を絶たない。トリッテュスにおける飛地に注目する見解は節を更めて扱う事にして、ここではこの関連でもう一つビクネルの説に触れておこう。

ビクネルの注目するのは評議会である。彼によれば、新制度の下では評議員定数に操作が加えられている。クレイステネス派の根拠地からは多数の評議員が選出さるべく、反対派の地盤からは少数の評議員しか選ばれぬよう仕組みられているというのである。かくして、クレイステネスは多数の評議員を確保し、爾後、アテナイ政局において有利な地歩を占める事となったというわけである。

これは周く知られているが、ヘロドトスはクレイステネスの権力欲を強調している。それに応じて、近代の研究においても、クレイステネスは屢々オポチュニストと見られる。確かにクレイステネスにはその種の側面はあつたろう。権力欲を欠いた政治家は存在しない。むしろそれは偉大なる政治家の条件である。しかしそういつた一面を過度に強調するのは如何なものか。ヘロドトスの描くクレイステネス像と複雑なる新部族制度とを総観したる場合、クレイステネスによる人工的操作の跡を感知したくなるのは無理もない事かもしれない。しかし余りにも煩雑、精妙なる操作を読み取ろうとするのではなからうか。かつ、それが矮小に流れる嫌いがあるのである。就中、ビクネルの説にその感が深い。ビクネルによると、クレイステネスは多数の評議員を自派のために確保すべく苦心を凝らした事になるのであるが、それほどまでして、それは何程の効果を生ずるのであるか。評議会はそれほど重要な機関だったのである。それよりも先に、他になすべき事が多数あつたであろう。他方、ペロッホヤシーリーなど部族の掌握に重きを置く議論であるが、これらについてはただ一点、部族を制する事がそれほど根本的な意味を担ったのかという疑問を呈しておく事にしよう。

クレイステネス改革をめぐって(一)

ゲリマンダリングに関する諸説であるが、総じて一つの点を見落す傾きがあるのではないか。クレイステネス体制の永続である。ゲリマンダリングが広汎に行われたものとするならば、新しい部族制度はあれほどまでの長い生命を保たなかったであろう。クレイステネスが自派の利を計ったとしても、それは改革の主たる側面ではないと思われる。

3

次はトリッテユスそのものの組成。近年、区に関する研究が進展を示し、区的位置、トリッテユスへの帰属、選出評議員数などが相当明らかとなっている。従って、トリッテユスに関して或る程度実証的な議論を展開する事が可能となった。この点、部族構成に関する諸学説とは少々趣を異にする所以である。

トリッテユスの組成であるが、これにも奇妙なものが感じられる。トリッテユスは数個の区から成る場合が多いのであるが、それらの区は常に隣接しているとは限らない。一乃至二の区が飛び離れている事例が見受けられる。或は、トリッテユスを構成する区がすべて相互に離れて位置する場合もある。トリッテユスは *circoscription territoriale* ではない故、それを一塊の連続した土地と見做すわけにはいかない。しかしそれにして、隣同士の区を組合せる方が普通ではなからうか。現にそれが一応の通則となっている。

こういった「飛地」の問題に注目したのがルイスである。アッティカの各地には祭祀の中心が幾つか存在していたのであるが、ルイスによると、祭祀は宗教的紐帯をなすにとどまらず、社会的、政治的にも地方的結合を生ぜしむる事とみなされた。クレイステネスはこれを警戒したのである。これに対してクレイステネスの採った主たる方策が飛地を作成する事であった。彼は旧来の宗教的結合の中から若干の区を分離し、それを異なる伝統を有する別の地域のトリッテユスに所属せしめた。ここに、地域主義を排しアッティカ全体の統合を計らんとするクレイステネスの周到なる配慮が窺知されると、ルイスは説くのである。

また、地方の祭祀は門閥を利する事多かつたとルイスは言う。彼は飛地としてはプロバリントスとヘカレ、ハリムスを、宗教組織が別々のトリッテユスに分断された例としてはテトラコモイ、パレネを考えているのであるが、こうした操作の痕跡が見受けられる地域は屢々反クレイステネス派門閥の拠点であった。こういった操作をクレイステネスが弄した背後には、敵対勢力の弱体化を狙う彼の意図も作用していたというわけである。

かくなるルイス説であるが、確かに飛地の問題は気に懸るところではある。飛地はプロバリントス、ヘカレ、ハリムスの他にも相当数見受けられる。アイゲイス部族の内地トリッテュスに属するイカリオンとプロティアは事実上飛地を形成する。パレネを含むアンティオキス部族の内地トリッテュスや、プレアリオイやスニオンから成るレオンティス部族の沿岸トリッテュスも、それらを構成する区は各所に分散している。そうした点は、就中、市部トリッテュスに顕著であって、そこでは同一トリッテュスを成せる区相互に分散せる例、多数に上る模様なり。⁸⁰⁾

かくなる状態はともかくも異例に映る。かかる処置が何故取られねばならなかったのか、その理由の解明も必要であろう。ところで、ルイスがこれを解き明しているかであるが、これは否であろう。ルイスの想定するパターンで以って、多量を算える飛地が解し切れるものではあるまい。³¹⁾加之、もう少し原理的な問題であるが、一般に地方の祭祀がそれを核として宗教を越えた結合にまで進むものかどうかである。それは“local loyalties”³²⁾を醸成するものであろうか。逆に言えば、現実には有力者はどの程度祭祀組織を利用したのか。クレイステネスとしては地方祭祀を敵視する理由があったのだろうか。

今、仮にクレイステネスが祭祀弱体化を企図して謂うところの方策を採ったものとしてみよう。祭祀組織に関係する幾つかの区が別々のトリッテュスに配分される場合、確かにそれらの区の人々は、向後、それぞれ別個の団体に所属する事にはなる。しかしそれと共に、従前と同じく、元の祭祀団体の一員でもありうる。一般に、ギリシア人は次元の異なる複数の団体に所属して生を送ったのであるから、そういう事は当然可能であった。これを鑑るに、苦心してトリッテュスに策を施したところで如何程の効果を有するのだろうか。事実、それは効果を發揮しなかったのではないか。少くともテトラポリスやテトラコモイは破壊されていないのである。それらはクレイステネス改革を越えて遙か後の時代にまで活動を持續しているのである。³³⁾飛地と化された区の人々としても、クレイステネスの処置に別段不満は感じなかったらしい。何故なら、その後、トリッテュスへの区の配分には変更が加えられていない模様であるから。飛地のままでも不都合はなかったという事であろう。

這般の状況を勘案するに、クレイステネスは本来的に地方祭祀の弱体化を企図しなかったと目すべきであろう。それを意図しつつも失敗した事例を見出すのは穿ち過ぎというものであろう。³⁴⁾

ルイスとは異なり、飛地設定の理由を人口調整に求める見解も存在する。エリオットによれば新十部族の間にはほぼ均等の人口が必要であった。それを達成せんがためクレイステネスはトリッテュスの組合せに腐心したのであるが、同時に個々のトリッテュスの規模に考慮の払われる

クレイステネス改革をめぐって(一)

事もあった。プロバリントス、プレアリオイといった飛地はそのために生じたというのである。³⁵⁾

こういったエリオットの説であるが、これで多数に上る飛地が悉く解明されるものではあるまい。また、各部族の人口は同程度たる事が望ましいが、これは大雑把なところで足りると思われる。余りにも細かい調整は必要なかったであろう。³⁶⁾

かくして、飛地に関しては現状では明快なる解釈を欠くと言わねばなるまい。多数の飛地——とりわけ市部トリッテュスはその点複雑なる相を示現するのであるが——設定の理由は不明と言うより他はない。

4

前二節に亘って新部族形成に関する学説を概観してきた。新部族については凡ゆる角度から数多の解決策が試みられてきた事、これが明らかとなったであろう。しかも、それは上記で尽きるものではない。全体として、実に夥しい数の解釈が提示されているのである。重要なのはこの事自体である。過去において提出された多数の解釈の中には巧緻を極むるものもある。或は、僅かの痕跡より改革者の意図を穿鑿してその胸中を究め尽くしたとさえ思われる説もあった。この間の諸家の努力には誠に敬服措く能わざるものがある。ところが、それらの説は他を納得させる事が出来ないのである。解釈が巧妙であればあるほど、同時に難点も露呈されるという事であろうか。かくして改革者は遠くへ逃げ去ってしまふ。またもや新たな解釈が立てられ、学説は百花繚乱の様相を呈するのである。

こういった状態はむしろ当然の結果である。新部族の形成につき細密なる詮索を可能にするだけの材料は今日遺されていないのだから。僅かな手懸りを基として論を立てたところで、それが説得的なものとなるのは稀である。それとは正反対の解釈を下すのも可能なのである。それも全く同一の事実を前にしてそうなのである。結局、新部族をめぐる議論はすべてが揣摩憶測の域を出るものではない。新部族につきては、それが三地域より成る事と飛地の問題とはともかくも解明するのが望ましい。しかしそれは期待すべくもないであろう。

されば、新部族につき吾人は不可知論にとどまって何一つ主張をなし得ないのであるか。これは必ずしもそうではないようである。消極的主張ならば可能であろう。部族の改編が何でなかったかという事である。学説を概観した場合、直ちに看取される事がある。貴族勢力削減なる見地から新部族解明を試みる者僅少なる事、これである。これも当然の事であろう。三地域からの形成や飛地をその種の観点から説明するのは困難を極めるのだから。無理にそれを行おうとすると、ブラディーンの如く矛盾に陥らざるを得ない。しかし、かくなる事態には困惑を免れ

ないものがある。

通説的見解であるが、区の解釈については相当の一致が見られた。これは既述の通りである。マルティンも次の様に記している。⁸⁷⁾ „Am unproblematischsten scheint die Interpretation der Demen zu sein.“ 然るに新部族の意義に関してはそうはいかない。区と同様に理解するのは容易でない。意見は区々に分れている。マルティンもその間の事情を認めて次の如く述べている。⁸⁸⁾ „Schwieriger als die Demen sind die Trittyen und Phylen zu interpretieren. Die Forschung hat sich intensiv mit der Zusammensetzung der Trittyen, mit deren Verteilung auf Stadt, Inland und Küste sowie mit der Zusammensetzung der Phylen befaßt, doch ist eine communis opinio bisher nicht erreicht. Dienten Trittyen und Phylen den gleichen Zielsetzungen wie die Demen, oder verband Kleisthenes mit ihnen ganz andere Absichten?“

しかしこれは少々異常なる事態ではなからうか。通説がクレイステネス改革の全体像について伝統的な見方を維持しようとする場合、当然、新部族をもその立場から説明しなければならぬ。ところがそれをなし得ないのである。これは通説にとり甚しき弱点であろう。

ギリシアの史料であるが、これはクレイステネスの仕事を部族の改革で以って代表せしめていた。⁸⁹⁾ 区制はあくまでも部族制度の一環という事である。かくなる認識は部族——トリッテュス——区といった全体的構造を通観したる場合、吾人としても齊しく分け持つところである。従って、部族と区の意義は双方とも同一の角度から説明さるべきであろう。然るに、通説はこれをなし得なかった。通説的立場においては部族と区の意義が別々に求められる事さえあったのである。例えば、新部族はアテナイの統一を計り、区は貴族の権力基盤を破砕するものであるなどと記された事もある。しかしこのように称して恬然としているのでは困るのである。

畢竟、通説的解釈はその抛り所を区制にしか求め得ない事となる。部族は放置せざるを得ない。新しい区制こそが貴族勢力への打撃を招致したと強調される事になるのである。然るに、区に関しても史料に即した厳密なる論証のなされたるを未だ知らぬ。本稿第一章にて示したるが如く、区制に関する議論は結局のところ推論に過ぎなかつたのである。そしてその推論は十分に合理的とは称し難いものであった。そうすると、部族制改革全般に亘って通説はその論拠を喪失してしまふ事になるだろう。

5

部族制以外の面は如何であろうか。民会や裁判所に関しては何の改革も伝えられていない。アレイオスパゴス評議会についても同様である。

クレイステネス改革をめぐって(一)

クレイステネス改革をめぐって(一)

所謂ソロンの財産級もそのまま残されている。アルコンの被選挙資格にも変更は加えられていないようである。四百人の評議会に代えて設置された五百人評議会⁽⁴⁰⁾や新設のオストラキスマスモ⁽⁴¹⁾も、アテナイの政治に対して大変革を迫るものとは考え難い。

クレイステネス改革そのものは以上で尽くされたと思われる。これを綜覧したる場合、政治に関して一大構造転換がなされたと主張し得るであろうか。これには大いに疑問が付せられるであろう。ともかくも、この点を論証した者は過去においては皆無である。これは敢然たる事実である。ここにおいて通説は動揺を免れ難い事となった。クレイステネス改革に関して「貴族政治」から民主政治への構造転換を見るのは著しく困難であろう。この点は、史料を尊重する限りにおいては、何人といえども否定すべくもないところである。

註

- (1) V. 69. 1.
- (2) アリストテレスの見方については前掲拙稿『アテナイ人の国制』二十一章「一三三—一四五ページ」。
- (3) 部族改革に関して「血縁から地縁への移行」が巷間語られるが、これは既に扱った。本論文二二六—二二八ページ。
- (4) F. R. Wüst, Zu den *phylakades* von *veukragon* und zu den alten attischen Trityen, *Historia* 6, 1957, 178—191.
- (5) 前掲拙稿『アテナイ人の国制』二十一章「一三六ページ註(3)」参照。
- (6) D. Kienast, Die innenpolitische Entwicklung Athens im 6. Jahrhundert und die Reformen von 508, *HZ* 200, 1965, 274—279.
- (7) 「貴族」が旧部族を支配していたとは、管見の限りでは、未だ論証されざるところである。この事は通説的解釈にとり重大なる弱点であろう。この点の論証は旧部族の下位区分たる旧トリッテュスやナウクラリアからも不可能である。旧部族において何らかの身分秩序が存したと主張する場合、論拠として使用し得るのはせいぜい部族長 (*phyllobasileus*) ぐらいのものだろう。部族長は *eupatridai* より選ばれたと伝えられるのであるから (*Pollux* VIII, 111)。ただしこの *eupatridai* がまた難物で、これを「貴族身分」と簡単に等置してしまえるものでは到底ない。なお、部族長は古典期においても *eupatridai* から選ばれたのであろう。
- (8) 『政治学』1319 b 19-27 は大衆の進出に伴う社会的平準化の進行を意味するとも受取られ得るものであった。この場合、旧部族及びプラトリアには上流富裕者を有利ならしむるところがあったという事になる。その点で改革の必要が生じたという事になるだろう。ただ、この間の事情につきアリストテレスの言は不明瞭である。何れにせよ、これはクレイステネス改革に関する伝統的解釈を裏書するものではない。本論文第一章註(50)。
- (9) アテナイ以外でもかなりのポリスで部族改革の行われた事が知られている。これらの事例もある程度脳裡に留むべきであろう。
- (10) Cf. E. M. Walker, Athens: The Reform of Cleisthenes, *The Cambridge Ancient History* Vol. IV, Cambridge 1926, 143.
- (11) 本論文二二七ページ。

- (12) Bradeen, *op. cit.* 22-30.
- (13) R. Sealey, *Regionalism in Archaic Athens, Historia* 9, 1960, 172-174.
- (14) 以下、諸々の学説を網羅的には扱わない。特徴的なものを若干取出すだけである。その上、多くの場合、学説の紹介及び論評は簡略を極めるであろう。最初(本論文一二五ページ)に断っておいた通りである。
- (15) Walker, *op. cit.* 147-148. なおウォーカーは貴族層の弱体化をもクレイステネスの意図として想定している。しかしこの点においても適切なる根拠が与えられておらずはなし難い。
- (16) Cloché, *op. cit.* 22.
- (17) Hignett, *op. cit.* 141. また Lewis, *op. cit.* 36.
- (18) これに関連してヒグネットは、新制度の下で都市アテナイがそれ自身として一つの単位を構成しなかった事に注意を促している。
- (19) K. J. Beloch, *Griechische Geschichte* 1^e 2, Berlin und Leipzig 1926, 329-330.
- (20) Eliot, *op. cit.* 145 n. 15. フォレスト、前掲邦訳二四二-二四三ページ参照。
- (21) Lewis, *op. cit.* 39.
- (22) Bicknell, *Studies in Athenian Politics and Genealogy, Historia Einzelschriften* 19, Wiesbaden 1972, 1-45.
- (23) V. 62-69.
- (24) 新部族制度は、後出の飛地をも含めて、近代人にとっては珍奇であるが、ギリシア人としてはそれほどでもなかったらしい(本論文一四三、一四七ページ)。この点に留意すればそれほど無理な操作を想定しなくとも済むのではなからうか。
- (25) これは後に扱うルイスの所説にもそのまま妥当する。
- (26) ビクネル説には容認し難い種々の前提がある。philoti-cum-hetairoi plus following なる視角の過大視などそれである。こういった点や史料の取扱方については、筆者によるビクネル前掲書の書評(『西洋古典学研究』二三号、一九七五年、九八-九九ページ)参照。
- (27) トリッテュスの部族への配分は抽籤によったものと見られる(*Ath. Pol.* 21. 4)。それ故、トリッテュスの組合せに作為を読取る事には疑問がある。抽籤に関しては Thompson, *Three Thousand Achaean Hoplites, Historia* 13, 1964, 406-408 参照。
- (28) 従って、地図の上にトリッテュスの形を描いて、そこに畸形を見出す事には意味がない。
- (29) Lewis, *op. cit.* 22-40.
- (30) Traill, *op. cit.* 55.
- (31) ルイスが説明した飛地は、事実上、プロバリントスとヘカレのみ。僅か二例にとどまるのである。これらとは別にルイスはまたテトラコモイの例を挙げていた。しかし、これの全部を一個のトリッテュスに帰属せしめるのは既に人口上の理由より困難であろう。その際、トリッテュスの擁する人口が過大になるであろうが故である。プロバリントスに関しても同様の配慮が作用したのかもしれない。

クレイステネス改革をめぐる(-)

クレイステネス改革をめぐる(一)

- (32) Lewis, *op. cit.* 36. なお、Roussel, *op. cit.* 271.
- (33) フロンリントスに関して IG II² 2933^o フロンリントスはテトラポリスに含まれたまきまひめる。テトラロキエについて IG II² 3103^o.
- (34) “The argument of this article proceeds largely from survivals, and leads to the paradox that we can understand Cleisthenes’ work best in the places where he failed.” “We know about local cults, because they survived, because Cleisthenes failed with them.” (Lewis, *op. cit.* 22, 36) 全般に、ルイスはクレイステネスの策謀家としての側面を強調し過ぎるであらう。
- (35) Eliot, *op. cit.* 144—145.
- (36) ジーヴェルト (*op. cit.* 105—122) もトリッテュスの規模調整なる見地から飛地を解する。ただ、ジーヴェルトの場合は、飛地が „Prytanen-Tritivs“ (cf. *Atk. Pol.* 44, 1) を形成する上で不可欠としている。なお、ジーヴェルトは軍事力強化の必要なる観点からクレイステネス改革を把握し、その線に立って複雑極りなき所論を展開している。
- (37) Martin, *op. cit.* 13.
- (38) *Ibid.* 14.
- (39) 本論文二三〇ページ。
- (40) テーテスが評議員就任資格を得たか否かについては、前掲拙稿『アテナイ人の国制』二十一章「一四三ページ」注(15)。
なお、クレイステネス改革における役職の改廃に関しては若干の伝承がある。Androktion F5 (Jacoby) である。しかしこの断片の信憑性には問題がある。Kleidemnos F8 については本稿第一章註(47)及び(48)。
- (41) オストラキスマスは、当然、僭主政再現防止のために制定されたのであろう。そうすると、これをも通説は自らの解釈の枠内に組込む事が出来なくなる。